

三重県後期高齢者医療広域連合
会長 松田直久 様

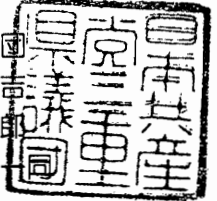
2008年5月9日

日本共産党三重県議団

萩原量吉

真弓俊郎

日本共産党地方議員



三重県での後期高齢者医療制度についての質問と要望

4月1日からはじまった「後期高齢者医療制度」では、各自治体の窓口での混乱が広がり、なによりも高齢者の怒りが渦巻いています。四日市市では、当初市役所から送付した約2万7千通の保険証のうち、再調査して再送してもなお100人以上の方に保険証が届かないという状況にありました。鳥羽市では、市民からの問い合わせや苦情が殺到し、300件を超える相談が寄せられました。

今、日がたつにつれ、「75歳になったら医者にかかるなというのか」「まるで、“早よ死ね保険”や」と、この制度への怒りが強まっています。現代版“姥捨て山”ともいえる「後期高齢者医療制度」のいまずぐ廃止を求めるとともに、三重県での実態について、以下の項目についてお聞きするものです。

記

1、4月15日には第一回目の年金からの保険料の天引きが行なわれました。政府は、国民健康保険料（税）と比べて、後期高齢者医療保険料の額が低くなるなどと宣伝していますが、三重県での実態はどうですか。その際、保険料が国保と比べて、低くなる人は何割で、高くなる人は何割ですか。

少なくとも以前より高くなる人は減額することを求めます。さらに、県や市・町の援助を得て、低所得者の保険料無料や大幅な減免制度を実現して下さい

2、この制度では、75歳以上の高齢者とともに、65歳から74歳の障害者や寝たきりの人、人工透析患者なども後期高齢者医療制度の対象となっています。本人が「脱退届」を出さない限り、自動的にこの制度に移ることになっています。

さて、三重県においては、65歳から74歳の対象者のうち、この制度に加入しているのは何割ですか。また、これら障害のある高齢者にたいしては、窓口負担を低額や無料にする医療費助成が実施されていましたが、後期高齢者医療制度に変わることによって、県や市町がおこなっていた医療費助成がなくなることはありませんか。

- 3、特定健診については、国では「努力義務」とされましたが、三重県では実施されることになっています。しかし、一定額の一部負担金（課税世帯500円、非課税世帯200円）が徴収されることになっています。この一部負担金をやめて下さい。
- 4、葬祭費については、県内市町の国民健康保険の多数が5万円だということで、後期高齢者医療制度での給付額が5万円と統一されましたが、74歳までの国保と比べ75歳以上の葬祭費が引き下がることになっている市町はありませんか。
- 5、保険料の滞納については、1年以上の保険料滞納者にたいし、保険証を取り上げて資格証を発行する仕組みが導入されています。しかし、「1年間滞納していることをもって、機械的に資格証明書を交付するものではない」という国会答弁（水田保険局長）もなされています。これまでも75歳以上は保険証の「取り上げ」が禁止されていました。保険証の取り上げはやめて下さい。
- 6、75歳以上の高齢者の方に届けられている後期高齢者医療の「保険証」については、文字が小さく読めないなどの苦情が寄せられています。改善をして下さい。
- 7、治療費に上限をつける「定額制」をあらためるべきです。月6000円では、人間ドックや慢性疾患の長期治療は不可能です。医師の中からも大きな怒りが広がっています。全面的な改善を国へ強く求めて下さい。
- 8、病院からの追い出しを促進させる「退院支援計画」や「延命治療」を控えさせる「終末期医療」をやめて下さい。
- 9、年2回開催、各市町からの首長や市町幹部、議会の議長などによる広域連合議会では、高齢者をはじめ住民の要望を反映できません。常設の住民相談窓口を設置するとともに、県・市町の窓口で十分に意見や問題点を聞き取り、住民の声をすぐに国にも反映させて下さい。
- 10、高齢者を差別する後期高齢者医療制度をいまずぐ廃止すべきです。ぜひ、国や政府与党、厚生労働省に強く要求して下さい。

以上